こうした特定事業活動を推進するには、リターンが見込まれるものの事業化まで時間がかかる等のリスクを取る資金（以下「リスクマネー」という。）の供給が重要である。リスクマネーによる投資を行うに当たっては、有望なシーズの評価、具体的な投資判断、投資後の経営支援等を的確に行う人材の確保及び育成が重要であり、また、投資分野が多様化し専門性が高まっている中で、有望なシーズの評価を行うためには、専門家のネットワーク化等、評価能力の向上が重要である。さらに、特定事業活動を推進するに当たっては、個別の技術からの発想だけではなく、将来の市場ニーズに対応できる製品やサービスを構想し、その実現に必要な技術等を集め、組み合わせる発想が重要である。

これらをはじめとして、特定事業活動の推進に当たって重要な課題に対して機構及び国が必要な施策に取り組むことにより、事業者が行う特定事業活動が促進され、我が国経済の次世代の国富を担う産業が創出され、我が国経済の持続的発展に資することが期待される。

ロ　特定事業活動の推進において株式会社産業革新機構が果たすべき役割に関する事項

機構は、法第30条の24第１項に規定する支援基準に従い、特定事業活動のうち、①社会的ニーズに対応し、②高い成長性が見込まれる、③事業形態の革新性を有する事業活動を行う事業者に対して、特定事業活動支援により長期のリスクマネーを供給し、助言等の経営支援を通じて事業者の成長を支援するものとするとともに、機構は、業務全体としての収益性の確保等について留意するものとする。

機構による対象事業者（法第30条の23第１項第１号に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）に対する特定事業活動の支援の内容としては、出資を基本として、必要に応じて基金の拠出、貸付け、有価証券の取得、金銭債権の取得、債務の保証等を行うものとし、併せて助言等の経営支援を行うことにより、事業者の特定事業活動を通じた成長を支援するものとする。

機構においては、有望なシーズの評価、具体的な投資判断、投資後の経営支援等を的確に行うため、実績のある民間人材を活用していくものとする。機構において個別の投資案件に携わる人材には、我が国の将来を担う若手人材が積極的に活用されることにより、リスクを取って投資できる人材が育成されることが期待される。また、投資分野が多様化し専門性が高まっているため、各分野について知見を有する者の全てを機構の内部に抱えるのではなく、外部の専門家等によるネットワークを構築し、又は活用していくとの視点も重要である。

さらに、機構においては、将来の市場ニーズを把握し、これに対応できる製品やサービスを具体的に構想するとともに、その実現に必要な技術等の経営資源を産業や組織の枠を超えて有機的に組み合わせる環境を整備するものとする。

こうした機構の業務を時限的に実施することを通じて、特定事業活動の成功事例を創出することにより、我が国において特定事業活動が自律的に行われることが期待される。

ハ　特定事業活動の推進に関する重要事項

国の行政機関の長は、特定事業活動を推進する観点から、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に関し、相互に連携を図りつつ協力して、情報の提供、制度面の対応、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

当該取組の一環として、国は、官公需を通じた特定事業活動の推進を図るため、対象事業者の特定事業活動を通じて商品化された物品及び役務をはじめ、特定事業活動を通じて商品化された物品及び役務について、特定事業活動の推進に関する施策との連携も図りつつ、政府調達においてその受注機会の増大に努めるものとする。

十　中小企業承継事業再生に関する事項

イ　中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標は、中小企業承継事業再生の対象となった事業部門において次の１及び２を共に満たすこととする。

1　$\dfrac{\text{有利子負債合計額}-\text{現預金}-\text{信用度の高い有価証券等の評価額}-\text{運転資金の額}}{\text{留保利益}+\text{減価償却費}+\text{前事業年度からの引当金の増減額}} \leqq 10$

2　$\dfrac{\text{経常収入}}{\text{経常支出}} \times 100 \geqq 100$

なお、上記事業の強化に関する基準については、上記を原則として、これに加えて業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。

ロ　中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項

中小企業承継事業再生計画については、次の１及び２のいずれにも該当する方法により、当該計画（原則として５年以内）の終了時点において、承継された事業について十イの事業の強化に関する目標が達成されることを認定要件とする。

１　特定中小企業者から、他の事業者若しくは新たに設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を事業譲渡若しくは吸収分割により承継させる方法、又は新設分割により設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を承継させる方法

２　１の承継の際、特定中小企業者に残された過剰債務等について、当該特定中小企業者を特別清算手続又は破産手続により将来的に清算する等により、適切に整理する方法

ハ　中小企業承継事業再生に関する重要事項

中小企業承継事業再生については、当該中小企業承継事業再生を実施する地域における当該中小企業承継事業再生に係る事業と同一の業種に属する他の事業者との適正な競争関係に及ぼす影響に留意するものとする。

十一　その他我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する重要事項

イ　過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野（以下「業種等」という。）が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の１により範囲を特定された業種等が、次の２及び３のいずれにも該当することとする。

１　過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

生産される商品又は提供される役務の機能及び効用が、需要者にとって同種又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法等について業態特性が共通していること。

２　「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

おおむね過去３年以上にわたって、判定対象となる業種等に次の状況が認められ、かつ、その要因として次の①から③までのいずれかの状況が認められること。

$\dfrac{\text{直近３年間の売上高営業利益率の平均値}}{\text{過去20年間の売上高営業利益率の平均値}} \times 100 \leqq 85$

①　過去３年間の製品・サービスの価格の１年当たり平均下落率が0.5%を超えていること。

②　過去３年間の製品・サービスの価格が下落している場合（上記①の場合を除く。）において、当該製品・サービスの価格の１年当たり平均下落率より当該製品・サービスに係る原材料価格等コストの１年当たり平均下落率が小さいこと。

③　過去３年間の製品・サービスの価格が下落していない場合において、当該製品・サービスの価格の１年当たり平均上昇率より当該製品・サービスに係る原材料価格等コストの１年当たり平均上昇率が大きいこと。

３　その状態が「長期にわたり継続することが見込まれる」ことを示す基準

判定対象となる業種等が次の①及び②に該当することにより、需要と供給が著しく乖離している構造が短期的に解消される見込みがないこと。

①　当該業種等において、当面、需要の回復が見込まれるような、市況に大きな変化をもたらす事象が予定されていないこと。

②　当該業種等に、需要の変化に対して可変的に対応できない業態特性があること。

なお、上記判定については、政府、公的機関若しくは業界団体による統計若しくはこれらに準じるものとして評価される信頼性の高い統計又は判定の対象となる特定の業種等に対応する統計若しくはこれに準じる統計を用いるものとする。その際、統計の制約上、当該業種等の業態特性等からみて合理的な範囲内で、近似する業種等の統計を用いることが認められる。

ロ　過剰供給構造にある事業分野に属する事業者が単独で行う過剰供給構造の解消

過剰供給構造にある事業分野に属する事業者が単独で行う過剰供給構造の解消に資する取組は、二イの事業再構築による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件を満たす場合には、事業再構築計画の認定を受けることができるものとする。